

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出事案

… 2

公 示

16C4号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年10月20日

関東運輸局長 持永 秀毅

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	16C4
届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業者名	イーグルバス株式会社
対象となる路線	<p>事案番号 16C4-1 埼玉県日高市高萩高萩東3丁目9番地1先 埼玉県日高市高萩615番地1先 1. 76キロ</p> <p>事案番号 16C4-2 埼玉県日高市下鹿山438番地先 埼玉県入間郡毛呂山町葛貫1100番地1先 4. 47キロ</p> <p>事案番号 16C4-3 埼玉県入間郡毛呂山町葛貫1100番地1先 埼玉県日高市山根1439番地1先 1. 18キロ</p> <p>事案番号 16C4-4 埼玉県日高市南平沢1020番地先 埼玉県日高市南平沢1020番地先 0. 08キロ</p>
廃止の予定日	平成29年3月31日
廃止を必要とする理由	<p>当該路線番号1区間は、平成18年4月より西武バス株式会社の当該地域の路線全面廃止を受けて路線を引継ぎ、埼玉県日高市・飯能市を跨ぐ「ひだか団地・飯能駅北口及び高麗川駅」間路線の運行を継続してきたが、当該廃止区間の地域である「日高団地」では、年々通勤・通学対象者の路線バスの利用者数が減少している。さらに、現在日高市が行っている「武蔵高萩駅北土地区画整理事業」により武蔵高萩駅北口からの道路整備が平成27年3月に完了し、駅への通行が容易になったことから、日高団地～武蔵高萩駅の移動手段に変化が生じ、整備完了後については、路線バス利用者が著しく減少している状況が続いている。</p> <p>また、路線番号2～4区間においては、平成19年4月より路線を延伸し「埼玉医大国際医療センター並びに埼玉医大保健医療学部」までの運行を行っていたが、利</p>

用者は当初予想計画値から大きく下回る状況が継続しており、利用者増加の見込みは立っていない。

当社としては、当該地域の公共交通の確保維持をするため、各種データを取得・集計・分析し、ダイヤ最適化に向けての改善や、利用者増加の為の営業施策等の活動を行い運行事業者としての努力を行ってきたが、これ以上大幅な改善には及ばない状況である。また、地元関係自治体への運行費用赤字補填等の要望等の働きかけを数年に渡り実施していたが、補填が望めないことから収支改善が見込めず、これ以上の当該路線区間の存続は会社経営上困難となるため。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は埼玉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

（参 考）

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることによって実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る休止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく休止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。